仙台市空き家等の適正管理に関する条例(案)

規定により提出します。 標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の

平成二十五年十二月二日

提 出 者

議 員 斎 藤 範 夫

IJ 加 藤

和

彦

IJ

尚

本

あ

き

子

IJ 庄 司 俊 充

鎌 田 城 行

IJ

ふるくぼ 和 子

IJ

石 Ш 建 治

IJ

IJ

早

坂

あ

9

澤 啓 文 様

西

仙

台 市

議

会

議 長

境の保全 するととも びに に 防災及び空き家等 は 空 き 防 の家 犯 適 に正の 資な適 す 管 正 る理な に管 関 と 理 を に 目 必つ 的要い な لح 7 事 市 す る項及 をび 定所 有 \aleph る 者 等 \mathcal{O} 責 務 ょ を 明 5 生 カュ

(定義)

- るところに 例 る ° 12 お 11 て 次 \mathcal{O} 各 号 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は そ れ ぞ れ 当 該 各 定 X
- る工作物 空き家等 下 本 一 市 空 \mathcal{O} き区 家 域 _ い存 う す る 常 並 び 無人の にその敷地 状態にあ をい る 建 築 物 及 てド れ に 付 す
- 管理不全な状 態 次 \mathcal{O} V ず れ カュ に 該当する状態にあることを う。
- イ た 建築材料 老朽化若 のし 飛く散は < 特定の者という。 るおそ 剥 自 落に 然 災 より、当該空き家の敷 地 壊 又 外 にはい お空いき て家 人に の用 生い 命ら ` h
- 口 身体又は財力 状態 へ産 のに不被 侵 八により、火災スでれのある状態 又 は 犯 罪 が 誘 発 さ n る お そ \mathcal{O} あ
- ハ 及ぼして いは る樹 状 木 態の 繁 茂 等 に ょ ŋ 当 該 空き家 \mathcal{O} 周 井 \mathcal{O} 生 活 環 境 \mathcal{O} 保 全 支
- 所有者等 所 有 者 又 は 管 理 0 11 7 権 原を有る する 者 を い う

市 の責務)

- 第三条 本市は、方で、 要な施策を策定し、R の事のを表し、R 及の び目 実施を し達 な成 けす れる ばた なら \Diamond な ない。空き家: \mathcal{O} 適 正 な 管 理 \mathcal{O} 促 進 \mathcal{O} た 8 に 必
- な 0 規定 12 ょ る施 策 \mathcal{O} 実施 \mathcal{O} た め に 必 要な 体 制 \mathcal{O} 整 備 努 8 な け n な

(所 有者等 の責 務

四条 に な らないよう 空き家等 適正 の 所 に有 者等 ۲ れ は、 を 管 理そ L \mathcal{O} な所 け有 れし ば な又 らは 管 な い理。す る 空 き 家 等 が 管 理 不 全 な

市

- 五. Ł \mathcal{O} 条 とする。 市民は、 第三 条 第 __ 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 施 策 \mathcal{O} 策定 及 び 実 施 に 協 力 す る ょ う 努 8 る
- その情報を提供 市民は 空き家等 す る よが う 等 理 める全 もな 状 \mathcal{O} とす 態に る あると う に 足 ŋ る 実 が あ る き は 市

調 查 等

- 六条 要な限度に とができるとともに、 前 査をさせることがで 条第二項 二項の規定に,市長は、空き お て、 空き家 よる 職員に家等が 当該空 きる。 民 管 ーき 家 か理 ら不 等等の全 のの情な 状情報 状 態 報 の態 にそ提に つの供あ い他が る て必 あ لح 当要 な 2 たとき 空 事 き項 家にはり のつ 、る 敷いこ 事 ての実 に調条が 立査例あ ちをのる 入さ施 らせ行 き せるに又 こ必は
- 項 0 立 入調査をする これ を提示 職 員 な けは そ な \mathcal{O} 5 身 な 分 を示 す 証 明 を 携 帯 関 人 \mathcal{O} 請 求 が あ

れ

- 5 定 る 杳 限 はば 犯 捜 査 \mathcal{O} た \emptyset に 認 8 6 n た Ł \mathcal{O} لح 7 は な
- てバ 指 導

ときは 市 ず は ょ 当 う 該前 空き 助 条 言 第 家等 一項 L 又のの は所調 指 有 査 者 導 に 等に す ょ り、 る 対 当 لح l が 該 空き家 管 で 理 不 き る 等 全 なが 状 管 態 理 を不 全 解 消 な す 状 態 る たに あ \otimes る 必 と な認

空き家等 必要な 市 \mathcal{O} 置 有 者 を 空 等に 講 ず る対等 ょ l \mathcal{O} う 所 勧 期有 限者 告 を等 す 定が る め前 て条 لح 当の が 該 規 で ※空き家 き 等る の指 管 導 理に 不 従 全わ なな 状い 態 لح をき 解は す当 る該

置命令

- 空き家 九 必要 市長 な の長所は 措 置 有 を 者 空 講 等 き ず に家 る 対 等 しの 所 期有 ずる 限者 を等 ح 定が め前 لح が て条 当の規 で きる 空を 家よ 等る の勧 管 告 理に 不 従 全わ なな 状い 態 لح をき 解は す当 る該
- となる所有は、 有 者 前 等 項 にの 対 規 L 定 12 弁明の 機 令 会 を ムを与え ょ いうとす け れる ばと なき らは な いあ 6 カコ \otimes 該 令 対

(公表)

- 第十条 きは、 次の各1 の各号に 当該 空き家等 事 有者等の所 の表有 者等がるこれ と が 前 条 で 第 きる。 _ 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 命 令 に 従 わ な 11 لح
- 所在地、名称及び一当該命令に従れ わ掲 び 代 なげる 表者 所 た空き家 氏名) 住 所 及 び 氏 名 (法 人 に あ 0 7 は 主た る 事 所 \mathcal{O}
- 命令 \mathcal{O} 対 象と 等 \mathcal{O} 所 在

命令 \mathcal{O} 必 容

他市長

二 当該命・ 三 当該命・ となる所有者 となる所有者 者 前 等 項 にのが内 対 規 Nし、意見を述べ、 規定による公表を 必要と認める事項 るし 機よ 会 う を ځ 与え とき な け れは ば なあ らら なか いじ 8 該 公 表 \mathcal{O}

第十一条 当該空き家等の形等の所有者等のかるのがあり、かつ、そのおけ法(四 市 わない長は (昭 が有者、 (昭和二十三年法生 なすべき行う なすべき行う なすべき行う 収な 律第 することが \mathcal{O} L す 他 規 四十 の手に る こ又 とは 三号 段よ が第 著 ^弟こ者。 る L ょ < 0 る。しる。し 定め 公益 てそ受 に て るところ のけ 反するとでき家 れ を なに よ 認 保 等 さ しりめ すの る所こ有 め自 5 れ 5 当 る と そ 者 لح 該 が等 \mathcal{O} 空きは 木 が 用 家 を で当

(応急措置

- 第十二条 大な損害を及 回避するため、 市 長は ぼ 必 す `` 要な 空 \mathcal{O} 一き家 危 険の なおお 限 そは、当該大能が切迫し、 お化等に! 度 いると ること が 認 ょ できる めり 人の生 は命 そ身 の体 危又 険は な財 状 産 熊 に を重
 - ることが 長は、 で きる。 前 項 \mathcal{O} 置 を最 講小 U た 措 置 に 要 L た 費 用 を 所 有 者 等 カュ 収 す

必要な市 支 を行うこと 一き家 等 が \mathcal{O} で 適 きる 正 な 管 理 が 促 進 さ れ る ょ う、 空き 家 等 \mathcal{O} 所 有 者 等 に 対

(専門的 知 を有 す る 者 \mathcal{O} 意 見 取

- うとする する とき 市 長 は 当 第 九 的 空き家 知 条 カンカン を有 らら 等 第 す \mathcal{O} + る 管 一条 理 不全な \mathcal{O} ま 意 見 で \mathcal{O} を状規 等 聴 態 定 のかにに な つよ け いる て命 ば専令 門 のら的 な表 い見又 地は か代 ら執 客行 観を 的し によ
- き 項 12 定 す 的 る 場合 知 をの ほ か者 す る 空き家 の 意 見 を 適 正 < こと なれ 管 が理な で 促な 進 \mathcal{O} た 8 必 が

きる。 家等の存する区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な協力を求めることがで第十五条 市長は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該空き(関係機関との連携)

第十六条 (委任) この条例は、平成元界十六条 この条例の \mathcal{O} 施 行 に 関 L 必 要な 事 項 は、 市長が 定 \Diamond る。

平成二十六年四 月 日 か ら施行する。

例案を提出する理由である。理に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要があ生活環境の保全並びに防災及び防犯に資することを目的として、理。由 新たに条例を制定する必要がある。 空き家等の適正な管 これ が この条